

2026年1月19日

## 抗議・要請書

日本原燃株式会社社長 増田尚宏 殿  
原子力規制委員会委員長 山中伸介 殿

核燃サイクル阻止 1万人訴訟原告団  
代表 浅石紘爾

### 第1 抗議及び要請の趣旨

- 1 日本原燃㈱の「六ヶ所再処理工場における高レベルガラス溶融炉検査は工場竣工後に実施する」との方針変更に抗議し、この方針を撤回して竣工前に同検査を実施することを要求する。
- 2 原子力規制委員会は、日本原燃㈱に対し、上記方針の撤回を要求し、竣工前にガラス固化試験を実施させて新規制基準適合性を確認すべきである。
- 3 原子力規制委員会は、日本原燃㈱が方針撤回要求に応じることなく、竣工前のガラス固化試験検査を実施しない場合は、六ヶ所再処理工場の設計及び工事の計画の認可申請を却下すべきである。

### 第2 抗議及び要請の理由

#### 1 六ヶ所再処理工場の適合性審査状況

1993年4月28日に着工した六ヶ所再処理工場は、当初は6年ほどで竣工する予定であった。しかし、様々なトラブル発生と新規制基準への対応から、現在も延期を繰り返し、日本原燃㈱は27回目の竣工予定を2026年度中（2027年3月31日）と発表している。

現在は、原子力規制委員会において第2回目の設計及び工事の計画の認可（設工認）の審査中である。日本原燃㈱は、2025年11月までに審査会合での説明を終えるとしていたが、同年12月22日に見直しを表明、目下のところ説明の終了は本年3月中、審査の終了時期は6月頃としている。実情は、28回目の竣工延期は免れない状況にある。

#### 2 ガラス溶融炉検査に関する日本原燃㈱の方針変更

##### (1) 従前の計画

日本原燃㈱は、これまで「ガラス固化試験は、性能使用前検査の前提条件であり、当社の社内試験として、①安定運転確認、②性能（処理能力約70%）確認を実施するとの計画を公表（日本原燃㈱HP）、再処理工場の竣工に向けたスケジュール（令和7年2月・六ヶ所村原子力施設だより第32号）でも、ガラス溶融炉検査は竣工前としている。

具体的には、2026年10月にガラス固化試験を実施した後の翌2027年3月中（2026年度末）に竣工を迎えるという計画を公表していた。

##### (2) 方針の変更

ところが、2025年12月22日開催の第566回審査会合において、日本原燃

(株)は、ガラス溶融炉試験の使用前事業者検査において、当初は実廃液を用いた試験を実施するとしていたが、関係する設備に機能及び性能に係る改造及び変更がないから、実廃液試験は実施せず、過去のアクティブ試験記録で代替する。

また「再処理施設の技術基準に関する規則」には、性能に関する規定がないから、技術基準への適合性確認の必要のないガラス溶融炉の処理能力試験等は、使用前事業者検査の対象とせず、日本原燃(株)の自主的確認の対象とする。つまり、「ガラス固化試験は竣工後に行なう」として従前の計画変更を表明した。

### 3 竣工とは

原子炉等規制法 46 条は、事業者が実施した使用前事業者検査（工事が設工認に従って行われたものであること、技術基準に適合するものであることの確認）について、原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、原則として再処理施設を使用してはならない（第 3 項）と定める。この使用前確認をもって施設は竣工とみなされ、使用可能となる。

ちなみに、建築基準法（7 条の 6）も建築工事が完了しても完了検査済証の交付を受けた後でなければ原則として建築物を使用または使用させてはならないと規定している。

### 4 方針変更の不当性について

日本原燃(株)の方針変更は、以下の理由により不合理かつ不当である。

#### (1) ガラス固化の重要性と技術的未確立性

##### ① ガラス固化体の重要性

ガラス固化は、言うまでもなく、使用済燃料をせん断・溶解した後に残る高レベル放射性廃液を安全に処分するための重要不可欠な工程である。廃液処理（ガラス固化）ができなければ、再処理工場の使用・操業は不可能となる。

ガラス固化を使用前事業者検査の対象外とすることは、ガラス固化の重要性を看過し、検査の目的を没却するものであり、暴論と言わざるをえない。

なお、六ヶ所再処理工場では 2006 年 4 月から 2008 年 10 月までに行ったアクティブ試験で、約 425 トンの使用済燃料を再処理して、高レベル放射性廃液を約 328 m<sup>3</sup>を抽出し、125 m<sup>3</sup>の廃液を使用して 2007 年 11 月から 2013 年 6 月までの間に実施したガラス固化試験で、346 本のガラス固化体が製造され、2025 年 3 月時点で約 227 m<sup>3</sup>の高レベル放射性廃液が貯蔵されている。

##### ② ガラス固化技術の未確立

ア. ガラス固化技術は、固化の過程で予期しない白金族元素などの化学物質が溶融炉の底部に沈殿・堆積して均一なガラス固化体が得られないなど、固化技術は確立されていない。

実際に固化試験中に、ガラス溶融炉内の攪拌棒の使用不能事故（2008 年 12 月）、ガラス注入ノズルの詰まりによるガラス流下不良事故（2012 年 2 月）が発生し、試験は中断した。

また、天井等の耐火レンガが損傷したものの、高線量に汚染されたレンガの損傷等の実態把握ができていない。このためレンガは耐震評価の対象から

故意に外されている。

現在は東海村の日本原子力研究開発機構 (JAEA) のモックアップ(摸型)溶融炉で改良作業中である。

- イ. 以上の状況に照らして、六ヶ所再処理工場が竣工後、事故やトラブルなく順調に稼働する技術的保証は全くないから、竣工後のガラス溶融炉検査は安全規制の観点から容認されるものではない。
- ウ. 新規制基準は、六ヶ所再処理工場で想定される重大事故として、高レベル廃液の蒸発・乾固事故を挙示している。高レベル廃液のガラス固化が順調に行なえるかどうかは、再処理事業の成否にかかわる重大な関心事である。  
従って、ガラス溶融炉試験を竣工後に先送りすることは、アクティブ試験失敗の教訓を忘れ、重大事故対策を軽視・看過したもので許されない。

#### (2) 方針変更は本末転倒

日本原燃株は、新規制基準ではガラス溶融炉の性能（処理能力）に関する要求がないことを理由に、ガラス固化試験は使用前事業者検査の対象に含まれないと主張しているようであるが、性能（処理能力）は安全機能と並んで再処理工場稼働の絶対必要条件であり、いずれか一方が欠けても再処理工場の稼働は不能となるのであるから、性能（処理能力）の確認をせずに竣工することは本末転倒の議論と言わざるをえない。

仮に新規制基準が処理能力に関する要求をしていないとすれば、基準自体が不合理かつ不当であり、この基準に則った適合性審査は違法と言わざるをえず、日本原燃株の方針変更は却下されるべきである。

#### (3) 方針変更の背景（思惑）

##### ① 変更の背景

現在六ヶ所再処理工場の竣工・本格稼働が遅延し再処理政策の推進が行き詰まっている背景には、①アメリカ政府が求めるプルトニウムキャップ制（保有上限 47.3 トン）の制約、②高速増殖炉計画の失敗及びこれに代わるプルサーマル計画の停滞によるプルトニウム余剰（現在保有量 44.5 トン）によりプルトニウム利用計画が頓挫している状況が認められる。

工場竣工のこれ以上の遅れは、六ヶ所再処理工場不要論、廃止論に拍車がかかり、我国の原子力政策推進に致命的影響を及ぼすおそれがある。

② 日本原燃株のこのたびの突然の方針変更には、このような事態に陥ることを回避するため、何がなんでも 2026 年度中の竣工を成し遂げなければ自社の存亡にかかるという強い危機感が背景にあると推認されると同時に、ガラス固化の失敗により更なる竣工の先送りによる経営破綻の事態だけは絶対に避けたいという思惑が透けて見える。

#### (4) 方針変更の不适当性

以上のとおり、今回の変更方針は、ガラス固化技術の困難性、ガラス溶融炉試験の再処理工程上の重要性、設工認・使用前事業者検査の制度目的、日本原燃株の既存の計画等に照らして合理性に欠け不适当である。

なお、原子力規制委員会は、2026 年 1 月 14 日の審査会合において、日本原燃株の方針変更について、今後その妥当性を検討して対応することとし結論は留保した。

## 5 結語

よって、以下のとおり抗議と要請をする。

- (1) 日本原燃株の前記方針変更に対し抗議し、この方針の撤回と竣工前のガラス固化試験の実施を要求する。
- (2) 原子力規制委員会は、①日本原燃株に対し、前記方針の撤回を求め、竣工前にガラス溶融炉検査の実施と適合性確認をすること、②六ヶ所再処理工場にかかる設工認申請を却下すること。

## 第3 関連質問

- 1 日本原燃株は、上記抗議と要請に関連して、以下の項目につき、14日以内に文書回答されたい。
  - (1) 今回、実廃液を使ったガラス固化試験を竣工後に先送りすることにしたが、そのガラス固化では何m<sup>3</sup>の廃液を使って、何本のガラス固化体を作る操業計画か明らかにされたい。
  - (2) 六ヶ所再処理工場では、年間 800 トンの使用済燃料を再処理してリサイクルする計画になっている。しかし日本が保有しているプルトニウムは約 44.5 トンで、アメリカが求めているプルトニウム・キャップ制では 47.3 トンとなっており、これを超えて再処理が出来ないと考えるが、貴社の見解如何。
  - (3) 六ヶ所再処理工場で 800 トンの使用済燃料を再処理すると、高レベル廃液が 520 m<sup>3</sup>生じると予定されているが、高レベル濃縮廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液、アルカリ洗浄廃液の各々の数量を明らかにされたい。
  - (4) ①ガラス固化試験に供された各年度毎の使用済燃料の数量、高レベル廃液の数量、ガラス固化体の数量を明らかにされたい。  
②2006 年度から 2024 年度までの各年度の高レベル廃液の保管状況を明らかにされたい。
- 2 原子力規制委員会は、上記抗議と要請に関連して、以下の項目につき、14日以内に文書回答されたい。
  - (1) 「抗議及び要請の趣旨」2 項及び 3 項に対する回答
  - (2) ガラス溶融炉は 2007 年からの試験運転で、天井等の耐火レンガが損傷したが、当初 375 ガルの基準地震動で設計された再処理工場は、その後 700 ガルに引き上げられている。耐火レンガの耐震性を故意に耐震評価の対象から外しているのは不当ではないか。貴会の見解如何。

連絡先：核燃サイクル阻止 1 万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城 9-19-9 浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

メール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp